

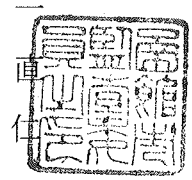


函館市監査公表第27号

函館市長から「平成26年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知」があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成27年10月7日

函館市監査委員	山	田	潤
函館市監査委員	植	松	
函館市監査委員	吉	田	崇
函館市監査委員	阿	部	善



函 土 管
平成 27 年 9 月 29 日

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



平成 26 年度包括外部監査の結果に基づく措置の通知について

平成 27 年 3 月 31 日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(土木部管理課)

平成 26 年度包括外部監査の結果に基づく措置
(特定の事件名 使用料および手数料の事務の執行について)

1 指摘事項

監査対象 部局名	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置内容
土木部 緑化推進 課	<p>・自動販売機設置に係る使用料免除の取扱変更について、平成 25 年 4 月 1 日から原則、減免が適用されないことになった。公共施設に設置する自動販売機の設置者公募以外は、一台につき月屋内 800・屋外 400 円が徴収される。土木部では、都市公園法第 2 条第 2 項各号および同施行令第 5 条各項の規定に基づき 1 m² 30 円 (1 ヶ月) の徴収をしているが、施設により料金が異なるのは不公平であることから、自動販売機に関する規定を追加し、統一的な取り扱いをするよう検討していただきたい。</p>	53	<p>・自動販売機設置に関し、現行、都市公園条例に基づき 1 台につき 1 m²あたり月額 30 円を占用料として徴収しておりますが、函館市財産条例の屋内 800 円・屋外 400 円と同一料金とする方向で、検討してまいりたいと考えております。</p>

2 意見

監査対象 部局名	意見の概要	報告書 ページ	措置内容
土木部 緑化推進 課	<p>共同墓地使用に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理手数料の徴収 <p>毎年、墓地の清掃，修理，委託費等の支出を行っているが，墓地使用者からその費用を徴収していない。これは，行政財産である墓地について，現使用者の実態を把握していないことが原因の一つと考えられる。管理料の徴収に当たっては，上記実費以外に，今後，使用者の実態把握に係る経費（郵便料金等）や管理に係る人件費などのコストも考慮する必要があるものと考ええる。</p>	<p>1 3 4 ～ 1 3 5</p>	<p>・墓地の清掃等の支出については，墓域内共用通路部分の維持管理としての支出であり，これは，公園における維持管理と同様，市が主体的に行うべきものと考えておりますが，ご指摘の管理手数料の徴収については，今後，他都市の状況等を調査しながら検討してまいりたいと考えております。</p> <p>また，墓地使用者の実態把握につきましては，無縁墓地解消という観点からも，今後，努めてまいりたいと考えております。</p>

監査対象 部局名	意見の概要	報告書 ページ	措置内容
土木部 緑化推進 課	<p>・住民以外の永代使用料の改定 (割増料金の設定)</p> <p>函館市墓地条例では、函館市民以外でも永年使用権が取得できる規定となっており、実際に、毎年、函館市民以外の者に墓地永年使用権を与えている。墓園条例のように、市民以外の使用者から割増料金を徴収するという規定もないことから、函館市民と同額の使用料しか徴収していない。函館市民の税金で、他都市の住民の支出が永年続くことは、住民福祉の観点と市の歳入確保からも、このままにしておくことは、望ましくないことから、割増料金を徴収すべきではないかと考える。</p>	135	<p>・共同墓地における市民以外の方への使用権の付与については、市民であった前使用者の死亡等により、使用権が市外の親族に承継されたことによるものであり、東山墓園におきましても同様の事由により、使用権が市外の親族に承継された場合には、割増料金を徴収しないという取扱いをしているところであります。ご指摘の割増料金の徴収につきましては、墓地という特殊性もあり難しい面もありますが、今後、他都市の事例も調査し、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。</p>

監査対象 部局名	意見の概要	報告書 ページ	措置内容
土木部 緑化推進 課	<p>・ 使用権の存続期間の検討（財産条例との整合性）</p> <p>永代使用権というものについて考察してみると、函館市財産条例施行規則第9条では、「行政財産の目的外使用許可」に係る期間は1年以内（期間の更新は可能）となっており、「行政財産である土地の貸付」の場合であっても、貸付期間は30年以内となっている。このことから、使用（貸付）期限を設けずに行政財産を永年使用させるという規定は、使用（貸付）期間について、財産条例と整合性がないと言わざるを得ない。永年使用することになるとしても、一定の使用期限を定め、更新手続きが必要な規定にする必要があると考える。</p>	136	<p>・ 墳墓は、習慣に従い、祖先の祭祀を主宰すべき者が承継していくものであることから、使用（貸付）期限を設けることは、難しい面もございますが、一方で、一部管理者が不明となっている状況もありますことから、今後、使用者の実態調査を進めるとともに、他都市の状況を調査のうえ、より適切な貸付方法について検討してまいりたいと考えております。</p>